	児童 扶	養手当額改定	<u>〖届</u> (減額	預)							
(ふりがな)			証書番号	第		号					
氏 名			宛名番号								
住 所	練馬区										
対象児童で 児童の氏名		対象児童でなくなった 理由	理由の	B							
平成・令和	F 月 日生	イロハニホヘト チリヌルヲ	平成・令	和年	月	Ħ					
平成・令和	F 月 日生	イロハニホヘト チリヌルヲ	平成・令	和年	月	Ħ					
平成・令和	F 月 日生	イロハニホヘト チリヌルヲ	平成・令	和年	月	日					
上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届けます。											
令和	年 月	日									
		氏名									
練馬	区 長 殿										

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

							対針	象児童	数	対象児童宛名番号				÷
	備							人一	人	1				
12.	考						改算	定支給	ì月	2				
区処							令和	年	月	3				
理		受	付	審	查①	入	、力	審	査②		支 払	処	理	
横欄										令和	年	月	支約	合・債権
们則											年 月	\sim	年	月分
												×		ヶ月
														<u>円</u>

- 1 「対象児童でなくなつた理由」の欄は、次のイからヲまでのいずれかに該当するものを○で 囲んでください。
- イ 手当の支給を受けている人が児童の母であつて、その母に監護されなくなつた。
- ロ 手当の支給を受けている人が児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)であって、その父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
- ハ 手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であつて、その人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなつた。
- ニ 死亡した。
- ホ 日本国内に住所がなくなつた。
- へ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- ト 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなつた。
- チ 母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合において、父と生計を同じ くするようになった。
- リ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくするようになった。
- ヌ 母の婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。 以下同じ。)等により、母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に養育されるようになつた。
- ル 父の婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになつた。
- ヲ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなつた。
- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父又は母が死亡した児童
- (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (二) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (へ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (チ) (ト) に該当するかどうかが明らかでない児童
- 2 児童扶養手当法(以下「法」という。)第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。以下同じ。)が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となることがありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- 3 全ての対象児童が1のイからヲまでのいずれかに該当するようになつたときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

40.0		養手当額改定	<u>:届</u> (減額	預)							
記入例	ねり)ま はなこ	証書番号	第		号					
氏 名	移	東馬 花子	宛名番号								
住 所 農玉北6-12-1											
対象児童で 児童の氏名		対象児童でなくなった 理由	理由の発生した年月日								
	一馬 年 5 月 1 日生	イ ロハニホヘト チリヌルヲ	平成 • 令和	3年	8月	5 日					
平成・令和 年	F 月 日生	ニ ホ へ ト	平成・令	和 年	月	目					
平成・令和 年	F 月 日生	該当する理由を選んで ください。	平成・令	和 年	月	目					
上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届けます。											
令和 3	年 9 月	26 日 氏名	練馬花	子							
練馬	区 長 殿										

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

							対拿	象児童	数		対象	児重	 電宛名	1番号	7
	備							人一	人	1					
 	考						改氮	它支給	:月	2					
区 処							令和	年	月	3					
理		受	付	審	查①	入	. 力	審	查②		支	払	処	理	
横										令和	白	Ē	月	支持	給・債権
11年											年	月	\sim	年	月分
													×		ヶ月
															<u>円</u>

- 1 「対象児童でなくなつた理由」の欄は、次のイからヲまでのいずれかに該当するものを○で 囲んでください。
- イ 手当の支給を受けている人が児童の母であつて、その母に監護されなくなつた。
- ロ 手当の支給を受けている人が児童の父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)であつて、その父に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなつた。
- ハ 手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であつて、その人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなつた。
- ニ 死亡した。
- ホ 日本国内に住所がなくなつた。
- へ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- ト 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなつた。
- チ 母の監護を受けていた場合又は養育者の養育を受けていた場合において、父と生計を同じ くするようになった。
- リ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしていた場合において、母と生計を同じくするようになった。
- ヌ 母の婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。 以下同じ。)等により、母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に養育されるようになつた。
- ル 父の婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになつた。
- ヲ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなつた。
- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父又は母が死亡した児童
- (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (二) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (へ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (チ) (ト) に該当するかどうかが明らかでない児童
- 2 児童扶養手当法(以下「法」という。)第9条の児童(父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいう。以下同じ。)が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がいない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となることがありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- 3 全ての対象児童が1のイからヲまでのいずれかに該当するようになつたときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。